

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		入館の禁止等
根拠条例・規則名		さいたま市うらわ美術館条例
条 項		第 1 2 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 うらわ美術館 (電話:048-827-3215)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、うらわ美術館への入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) うらわ美術館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 美術品若しくは美術に関する資料又はうらわ美術館の施設若しくは設備をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、うらわ美術館の管理上支障があるとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		